

島根県障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業の概要
(事業内容・申請手続き等について)

1. はじめに

この「島根県障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業」は、令和2年7月28日付けで申請受付の開始をご案内した「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）」とは別の事業です。

今回お知らせする「島根県障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業」では、補助対象となる事業所が限られています。

そのため、実施要綱及びこの資料1の内容をよくご確認ください、当該施設・事業所等が補助対象に該当することを確かめた上で、申請していただきますようお願いいたします。

2. 補助対象事業所・施設等

<事業所・施設等の定義>

用語		サービス種別
障がい福祉サービス等事業所	通所系サービス事業所	生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
	短期入所サービス事業所	短期入所
	訪問系サービス事業所	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
障害者支援施設等		障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
相談支援事業所		計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

(1) 障がい福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業

- ① 休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所
- ② 利用者又は職員に感染者が発生した障がい福祉サービス等事業所、障害者支援施設等、相談支援事業所（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）
- ③ 濃厚接触者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所、障害者支援施設等

- ④ ①～③以外の障がい福祉サービス等事業所、障害者支援施設等であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所（※）

（※）「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月9日厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（以下「4月9日厚労省事務連絡」という。）に基づきサービス提供している場合を指す

【参考】4月9日厚労省事務連絡の概要

障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、

- ・休業の要請を受けて休業している場合
- ・サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合

などに利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能。

事業所が自主的に休業している場合に、市町村へ報告した上で、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることも可能。（同事務連絡の間2を参照）

(2) 障がい福祉サービス等事業所との連携支援事業

次の事業所・施設等の利用者の受け入れや、職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の事業所・施設等

- ・（1）の①又は②の障がい福祉サービス等事業所・障害者支援施設等、相談支援事業所
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障がい福祉サービス等事業所

3. 補助対象経費

新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らしつつ、必要な障がい福祉サービスを継続して提供するために生じた、通常の障がい福祉サービス等の提供時では想定されない、かかり増し経費等

※対象経費の例及び基準単価（補助上限額）は実施要綱別表を参照

4. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）との違い

	サービス継続支援事業 【今回お知らせ】	緊急包括支援事業（障害分） 【7月28日～】
対象事業所・施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・休業要請を<u>受けた</u> ・利用者又は職員に感染者や複数の濃厚接触者が<u>発生した</u> ・濃厚接触者に<u>対応した</u> ・<u>自主的に休業した</u>場合等で、利用者の居宅等においてできる限りの支援の提供を<u>行った</u> <u>上記の状況に該当する事業所・施設等のみ</u>	新型コロナウイルス感染症対策のために通常では想定されない経費が発生した、 <u>全ての事業所・施設等</u> <u>※左記のような状況の有無は問わない</u>
松江市が指定する事業所・施設等	<u>松江市</u> へ提出 ※提出書類等が県と異なりますので、詳細は松江市へご確認ください	<u>島根県</u> へ提出
対象経費	新型コロナウイルス感染症対策のため生じたかかり増し経費（対象経費については、基本的に両者に違いはありません）	

5. 対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間

※申請の最終受付は令和3年2月26日（金）ですのでご注意ください

6. 申請の手続き

県障がい福祉課のホームページから申請書等の様式をダウンロードして、必要事項を入力し、下記のとおり県障がい福祉課へ提出してください。

【県ホームページURL】

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/corona1.html>

<交付申請時に提出するもの>

交付申請書（押印したもの）以外は、すべて電子メールで提出してください。

交付申請書（様式第1号）

※電子メールで提出の上、押印したものを郵送で提出してください

- 別紙 1 (事業総括表)
- 別紙 2 (事業所・施設別申請額一覧)
- 別紙 3 (事業所・施設別個表)
- 口座振替申出書

※障害福祉サービス等報酬をシステムにより国保連に請求可能な事業所・施設等は、国保連を通じて補助金をお支払いしますので、「口座振替申出書」の提出は不要です

交付申請書等提出後の手続きの流れの詳細については、資料 2を参照してください。

7. 提出期限

月末までに申請書を提出いただいた事業所・施設等へ、原則、翌月末までに補助金をお支払いします。

【第 1 回提出期限】令和 2 年 10 月 30 日 (金) 必着

【第 2 回提出期限】令和 2 年 11 月 30 日 (月) 必着

… ～以降も同様に、毎月末に締め切り～

【最終の提出期限】令和 3 年 2 月 26 日 (金) 必着

8. 提出先

島根県健康福祉部障がい福祉課自立支援給付グループ

①メール提出先：syougai-jouhou@pref.shimane.lg.jp

②郵送先住所：〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

9. 問い合わせ先

問い合わせが集中するため、別添問い合わせ票により、原則 F A X 又はメールでお問い合わせください。

F A X : 0 8 5 2 - 2 2 - 6 6 8 7

メールアドレス：syougai-jouhou@pref.shimane.lg.jp

Q&A

Q 1 1つの事業所で、複数回に分けて申請できるか。

A 1 原則、1事業所・施設等につき1回の申請としてください。ただし、以下の例のような場合は、県障がい福祉課までご相談ください。

(例) 生活介護事業所で、当初、自主休業中に利用者の居宅等においてサービスを提供した際の経費として10万円で交付申請し交付決定を受けたが、年度途中で職員に感染者が発生し、対象経費が追加で発生したため、基準単価(631千円)いっぱいまで申請したい場合 など

⇒ 変更交付申請書(様式第2号)を提出していただければ、追加で交付することが可能ですので、県障がい福祉課へご連絡ください。

Q 2 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(障害分)」で申請した経費について、「島根県障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業」でも申請できるか。

A 2 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(障害分)」やその他の補助事業で補助対象として申請した経費は、「島根県障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業」で申請することはできません。

どの経費をどの事業で申請するのか、明確に区分していただき、重複して申請しないようご注意ください。

Q 3 県や市町村に休業等に係る報告や届出書の提出をしていないが、新型コロナウイルス感染症対策のため一定期間自主的に休業しており、その間、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行っていた。その際のかかり増し経費について申請できるか。

A 3 補助対象となる事業所・施設等に該当する場合は、申請を受け付けます。ただし、(1)④は「できる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合」に限り対象となります。

Q 4 一部の利用者のみ居宅等での支援を行った場合や、分散通所とした場合などに発生したかかり増し経費は対象となるか。

A 4 (1)④に該当し、対象となります。ただし、(1)④は「できる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合」に限り対象となります。

Q 5 「多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障がい福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。」とあるが、多機能型事業所ではないが同一の事業所で複数のサービスの指定を受けている場合、基準単価の考え方如何。(例:居宅介護と重度

訪問介護など)

A 5 多機能型事業所以外で、複数サービスを実施している事業所は、それぞれについて基準単価まで交付を可能とします。